

## SDGs 未来都市にふさわしい環境政策の推進について

### (プラスチック資源一括回収事業の開始について)

#### 1 概要

北九州市では、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、令和5年10月から「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」を一緒に回収する「プラスチック資源一括回収事業」を開始するもの。

##### (1) 開始時期

- ① 月曜日回収地域 令和5年10月2日(月)      ③ 木曜日回収地域 令和5年10月5日(木)  
② 火曜日回収地域 令和5年10月3日(火)      ④ 金曜日回収地域 令和5年10月6日(金)

##### (2) 対象範囲 市内全域

##### (3) 内 容 市民は週に1回、緑色の指定袋で資源化物ステーションに排出

##### (4) 収集見込量 年間10,000トン(そのうち、製品プラスチックは1,500トン)

#### 2 市が収集するもの

##### (1) 容器包装プラスチック

##### (2) 製品プラスチックのうち、次の要件を満たすもの。

- ① プラスチックだけでできているもの  
② 1辺の長さが50cm未満のもので指定袋に入る大きさのもの

##### 【製品プラスチックの例】



#### 3 市が収集しないもの(例・代表的なもの)

- (1) 金属やゴムなどプラスチック素材以外のものが含まれるもの(おもちゃなど)  
(2) 指定袋に入れて結びしろを結んで閉じることができない大きさのもの(衣装ケースなど)  
(3) 発火・爆発のおそれがあるもの(充電式電池、ライターなど)  
(4) 怪我をするおそれがあるもの(プラスチック製包丁など)  
(5) 感染症にかかるおそれのあるもの(医療用品など)

※充電式電池が起因していると思われる発火事故が多発しているため、  
令和5年7月から充電式電池等回収ボックスを市民センターなど市内88カ所に設置済。

#### 4 今後の広報について

市政だより(9月15日号)で特集の別冊をはさみ込むほか、チラシ・ポスターの市民センターなどへの設置、資源化ステーションの案内板、収集車の車両幕・音声アナウンス、ウェブサイトやSNSなど、各種広告媒体を活用して、切れ目のない広報に取り組んでいく。